

**国立大学法人の戦略的な経営実現に向けた検討会議
最終報告への重要論点ふたたび**

2020年11月16日

星 岳雄
松本 美奈

10月の検討会議で、我々両名の資料として、最終報告をまとめていく上での重要点として、以下の3つを指摘した。

1. 国立大学法人の自律性を守るために、独立行政法人通則法の枠組みから出す
2. シェアード・ガバナンスの重要性の確認
3. 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」改正

このうち第2点に関しては、10月の検討会議で議論が始まり、最終報告書に盛り込まれると期待するが、他の2点に関しては議論がなされていない。そこで、前回提示した内容をさらに整理したものをここに用意したので、11月の検討会議の資料にして頂きたい。

1. 国立大学法人の自律性を守るために、独立行政法人通則法の枠組みから出す

中間とりまとめでは、検討会議の趣旨にあるような「世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営」を実現するために、「自律的契約関係」を確立する必要があるとしながらも、国と国立大学法人の法的な関係には立ち入っていない。しかし、国立大学法人の長は文部科学大臣が任免するという現状の法的関係の下では、国立大学法人は政府から独立した機関ではなく、最終的には国立大学法人は国から自由になることはできない。こうした法的関係が変更されない限り、大学は「自律」できず、国と大学の間を「自律的契約関係」にすることも不可能である。

中間とりまとめでは、あたかも中期目標及び中期計画の設定の仕方を変えるだけで「自律的契約関係」が確立されるかのような議論になっているが、これは説得的ではない。「日常的な監督」はなくなったとしても、国の恣意的介入による国立大学法人の自律性が脅かされる危険性は常につきまとう。それでは「世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学経営」実現は難しい。

国と国立大学法人のあいだに真の「自律的契約関係」を築くためには、独立行政法人通則法の枠組みから国立大学法人をだして、新たな枠組みによって自立性を確立する必要がある。これまでとは全く次元の異なる大学の自律を考える時期に来ている。それ以外には、国が国立大学法人に過剰な介入を将来行わないということにコミットする方法はないと思われる。

3. 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」改正

定員管理の問題は、リカレント教育や留学生との関係も含めて、中間とりまとめで議論された。一方で東京23区内の大学の定員を増やしてはならないとする法律については議論されていない。これも同じような理由から自由化することが望ましい。

この法律の根幹にあるのは、地方から東京の大学への進学者が増えていて、それが地方の人口減少などにつながっているという理解である。しかし、図1が示すように、地方から東京の大学への進学者数は、少なくともここ35年ほどは増加していない。これは、『学校基本調査』の1984年度版から2019年度版の「出身高校の所在地県別入学者数」の集計表を使い、東京の大学への進学者を東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の高校出身者とそれ以外に分けたものである。細かく数字を見ると、東京圏以外から東京の大学への進学者数は、むしろ減少傾向にある。

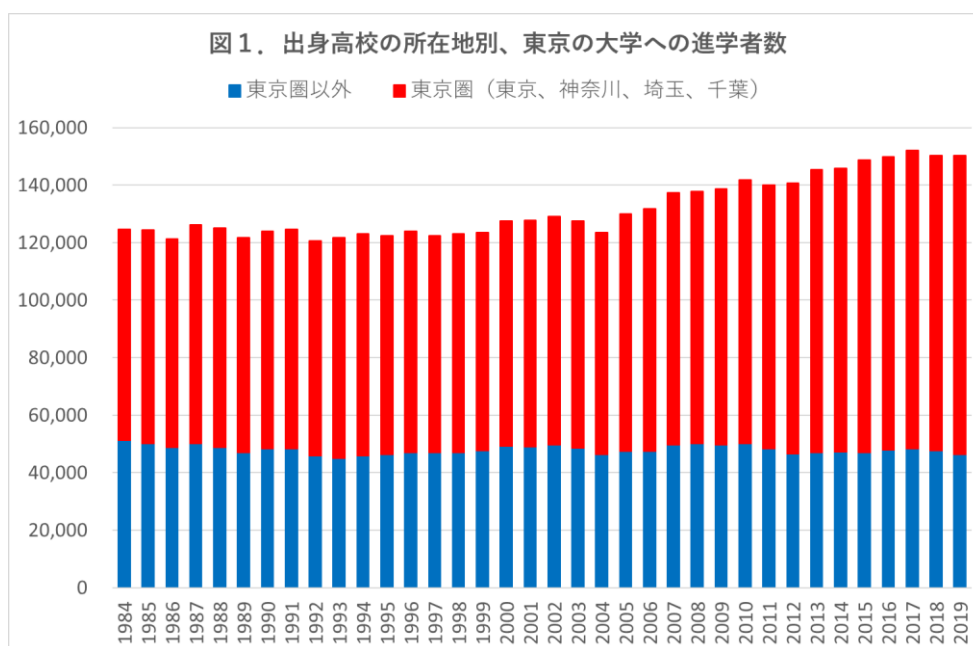
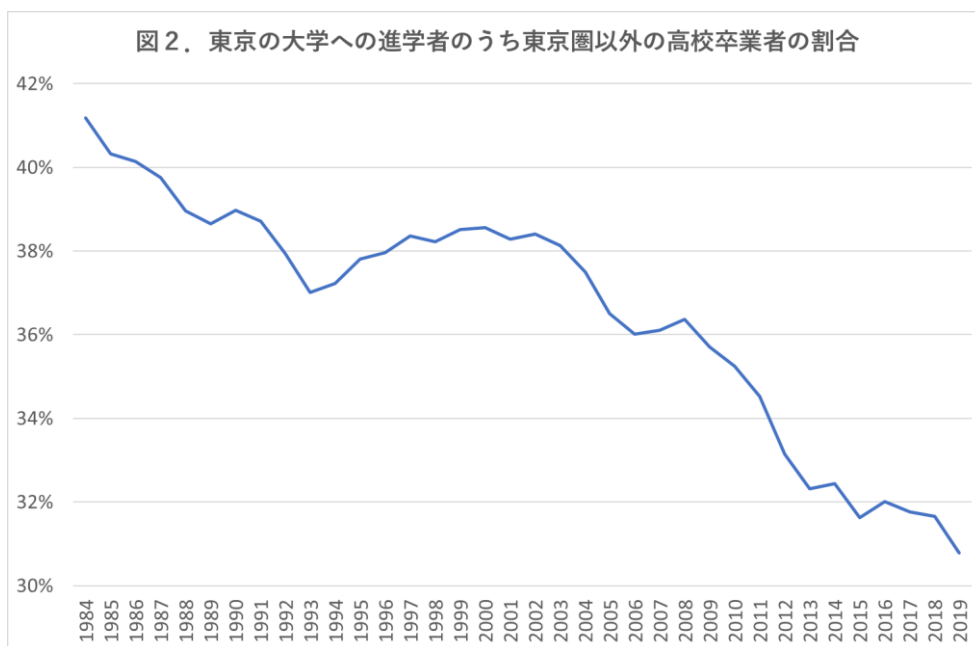
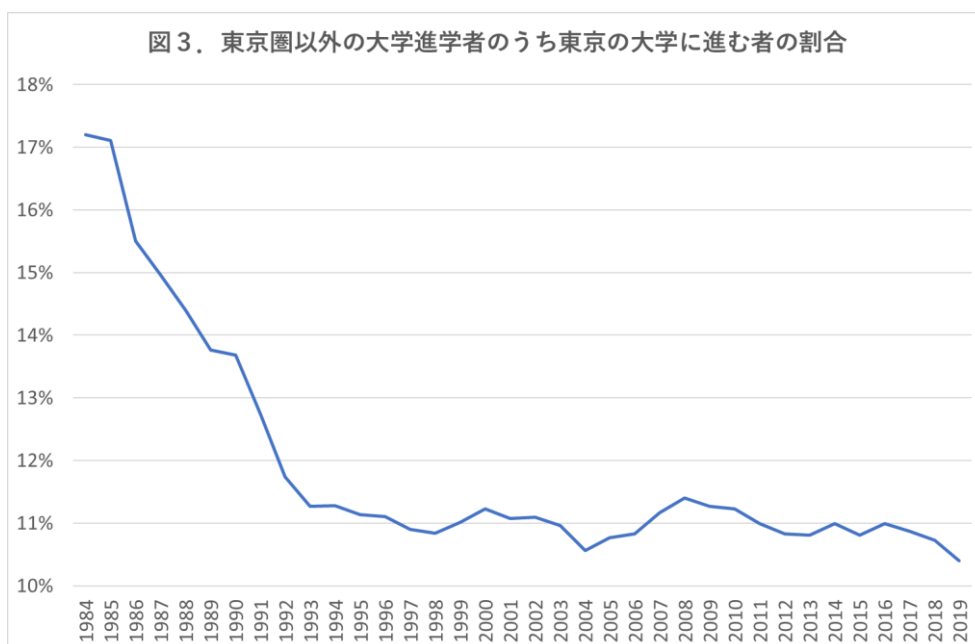


図2は、同じデータを使って、東京の大学への進学者のうち、東京圏以外にある高校の出身者の比率がどのように推移してきたかを見ている。1980年代半ばの40%台から最近では30%程度に低下している。



この現象を地方の視点から見たのが、図3である。これは、東京圏以外の高卒者のうち東京の大学に進学した者の割合を示している。1980年代には17%から急速に低下し、最近も10%に向かって低下している。



これらの図が示すのは、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の基本的理解になっている、地方から東京への大学進学者が増えている、という事実が存在していなかったということである。むしろ地方の高卒者が東京の大学に進学する機会が減ってきている。東京23区の大学の定員数を制限して、地方から東京への大

学進学を奨励しないようなメッセージを送り続けることは、地方出身者が東京の大学で学ぶ機会をさらに減少させることになる。地方出身者が東京で学ぶ機会を奪うことは、地方創生の実現をさらに遠のさせることにならないだろうか。